

北の恵み あさひかわ食べマルシェ2026 出店に係る誓約事項

次の誓約事項全てを遵守することに同意いただける方のみ、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2026」出店申込みを受付します。

申込・出店関係

- (1) 申込書に記載した内容について、虚偽はありません。また、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに実行委員会に連絡します。
- (2) 運営スタッフを含め、自らが暴力団等の反社会勢力とは一切の関係がなく、旭川市暴力団排除条例を順守します。
- (3) 出店場所の配置については、適正な事情がある場合を除き、実行委員会の指示に従います。
- (4) 搬出入等の一時的な場合を除き、指定されたスペース以外に物品を置きません。
- (5) 出店テントや出店看板への装飾については、指定の範囲内で行います。
- (6) 準備・撤去期間及び会期中の車両進入については、指定の時間及び経路を厳守します。
- (7) 営業・販売中の飲酒、指定場所以外の出店テント内を含む会場内での喫煙はしません。
- (8) 調理を伴う場合、油飛び等の汚れが付着することが想定される範囲において路面を養生することとし、養生の不備等により清掃費用が発生することとなった場合は費用を負担します。
- (9) 出店テント内のレイアウトは、三方囲いを前提としたものとし、火気器具類の四方周囲には安全な離隔距離を設け、周囲に可燃物や危険物を置かず、十分な離隔距離を確保できない場合は、耐火ボード等を設置します。不燃性ではない机や作業台の上に設置する場合は、スレート板や耐火ボードを敷いた上に設置するものとし、路面に設置する際、床の養生材が不燃性でない場合は耐火レンガや耐火ブロックを用います。また、火気器具類の使用に際し、使用期限が経過していない業務用の消火器を準備します。
なお、これらの対策が不十分で、路面や実行委員会が手配した備品等が破損した場合は、実行委員会からの請求に従い補償に応じます。
- (10) 出店料の支払いや書類の提出については、実行委員会が定めた期日までに行います。
- (11) 本イベントの、品位を落とす接客や呼込みなどは行いません。

保健所関係

- (1) 換気や排熱等、やむを得ない場合の一時的なものを除き、出店テントの三方囲いを徹底します。
- (2) 出店テント内に手洗い設備を設け、手洗い・消毒を徹底します。
- (3) 温度管理が必要な食品について、保温温度は65℃以上、保冷温度は10℃以下を徹底します。
- (4) 各種加熱調理(電子レンジ含む。)にあたっては中心部が75℃以上を1分間以上保つことができる条件で加熱します。
- (5) 申請にない品目及び申請内容と異なる内容での提供はしません。
- (6) 食品の調理提供にあたり、直前加熱しないものについては検食を72時間保存し、開催期間後であっても実行委員会等の求めに応じて提供します。

ごみ処理関係

- (1) 設営から販売に際して発生したごみは、各日の終了後に責任を持って持ち帰り処理します(市外出店者で持ち帰りが困難な場合は、実行委員会が手配したごみ処理業者(有料)が指定した場所、時間を遵守し、適切に処理を行います。)
- (2) 食用油については持ち帰りや廃油回収業者に依頼するなど適正に処分し、仮設の排水設備、既存の排水溝・マンホール・グレーチング等に捨てることはしません。

その他

- (1) 持込品の搬入出時の事故、運営店舗での火災及び自らの過失で発生させた飲食販売に起因するすべての事項については、直ちに実行委員会に報告の上良識と責任を持って解決し、実行委員会に一切の損害賠償などの請求は行いません。
- (2) 現金その他持込物品の管理は自身で行うものとし、紛失・盗難・破損等について、実行委員会が一切責任を負わないことについて了承します。
- (3) その他、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2026出店規程」に規定する事項を遵守します。
- (4) 上記誓約を遵守しなかった場合は、「北の恵み あさひかわ食べマルシェ2026出店規程18」の規定に従い、会期中であっても出店を取り消すことに同意するとともに、一切の異議申立てをしません。また、その場合、出店料の返金のほか、一切の補償を請求しません。

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ2026出店規程

1 応募資格

- 次の各号のいずれかを満たし、「北の恵み あさひかわ食ベマルシェ 2026 出店に係る誓約事項」(5ページ)に同意し、開催趣旨に賛同する者
- 北北海道地域(旭川市内、上川・宗谷総合振興局及び留萌振興局管内、道北9市に含まれる紋別市・芦別市・深川市。以下同様。)に店舗又は事業所があり、地場産品の販売又は生産・製造・加工及び普及・促進に携わる事業者(自治体及びその他団体を含む。)
 - 旭川市と交流のある自治体及び北北海道地域の自治体が推薦・紹介する事業者で、それぞれの地域の地場産品や魅力ある料理・加工品を提供できる者
 - 上記以外であって、本イベントの魅力向上のため実行委員会が募集する者

2 出店資格の審査、選考及び決定

出店募集区分及び出店募集数(小間数)は、次のとおりとします。

募集区分	募集数
北北海道地域(上記1(1)に該当)	140店(小間)程度 (仮称)ヨルマルシェエリア20店(小間)を含む
交流都市(上記1(2)に該当)	20店(小間)程度
学生マルシェ(※一般募集外)	10店(小間)程度
実行委員会企画(※一般募集外)	若干数

※一般募集外の区分への応募については個別に対応いたしますので、実行委員会へお問い合わせください。

出店の可否は、実行委員会にて応募内容を審査の上、決定します。審査にあたっては、申込内容等に関して照会等を行う場合があります。また、必要に応じ、産地を証明する書類の提出を求める場合があります。

なお、応募多数の場合やゾーニングの都合により、実行委員会において選考を行う場合がありますので、ご了承ください。

(1) 審査の基準

審査については、次の基準で実施します。①又は②のいずれかを必ず満たしている必要があります。

- 主たる販売物の主な原材料が北海道産であること。ただし、次に掲げる品目については特例として取り扱います。

品目	産地等
肉類	(内臓類を含む)
羊肉	ジンギスカン(郷土料理等に該当)に限り道外産及び外国産を認める。
飲料	原則として北海道産としますが、一般的に北海道産が存在しないもの(コーヒー豆、茶葉など)については、実行委員会にて別途協議します。

- 主たる販売物が広く一般に認知されている地場産品又は郷土料理、名物料理、地元で評判の地域グルメであること。

(2) 選考について

(1)で定める審査基準を満たす応募者数が出店募集数を超える場合は、実行委員会にて選考を行い、出店店舗を決定します。

選考については、本イベントの開催趣旨(北北海道の食の振興)に賛同した取り組みを重視し、次の点を考慮して行うこととします。

なお、選考にかかる詳細はお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- 主たる販売物の主な原材料が北北海道地域産の原材料を使用している。
 - 北北海道地域の食の魅力やPRできる新商品を提供することが認められる。
 - 本イベントを契機として、上記②に該当する商品をイベント後も継続的に販売することを予定しているもの。
 - 実行委員会が開催期間中に実施する企画(※食べさんぽミニ・メガなど)への積極的な参加が認められる。
- (3) 出店が認められない応募者
次の応募者は出店を認めません。
- 応募資格に該当しない者

- 販売物の主な原材料に外国産の食材を使用している者(例:外国産の肉を使った焼き鳥、唐揚げや外国産のジャガイモを使ったポテトフライ等)。ただし、地域に根ざした加工技術により製造された地場産品及び(1)審査の基準②に該当する販売物については、この限りではありません。
- 自社(店)で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、(2)②に該当する商品については、この限りではありません。
- 過去の出店において出店規程違反または、出店に係わる誓約事項違反があった者
- 過去1か年の食ベマルシェにおいて、食中毒等の事故を起こした者
- 反社会的勢力との関与が認められる者。(警察等へ確認します。)
- 地域の食の魅力発信につながらない出店等、本イベントの趣旨にそぐわないと実行委員会が判断した者
- 事業者の一、別にかかわらず、本・支店等同じ系列店と認識される者(事務局が認める場合を除く。)
- その他、本規程並びに実行委員会の指導及び指示に従わない者

3 出店場所・出店形式・出店小間数

出店場所・出店形式・出店小間数については、会場構成等によりご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承くださいとともに、実行委員会に一任願います。また、決定した出店場所については、原則、異議を申し立てることはできません。

出店小間数については、1出店者につき1~2小間を原則とします(自治体等を含む)。

(1) ご希望に添えない例

- 調理に炭火等を使用するため煙が多く発生し、路面店に影響があると判断される場合
- 給排水設備において、出店場所への直結工事が困難な場合
- 出店希望者多数により出店場所の調整が必要な場合
- ゾーニングの都合上、当該出店場所が望ましくないと実行委員会が判断した場合

4 路面の養生について

きれいなイベントとするため、調理を伴う出店者は、路面を養生することを義務とします。養生の範囲は、油飛び等汚れが付着することが想定される範囲とします。

イベント終了後、実行委員会において清掃が必要と判断した場合は、清掃費の実費を請求します。

5 火気器具類の取扱いについて

安全なイベント運営を図るため、火気器具類を使用する出店者は、消防法及び旭川市火災予防条例等に従って対応することとします。

- 業務用消火器の設置
- スレート板、耐火ボード等による火気器具類周りの養生
- 油飛び等による危害に対する養生

開催前に消防の査察を実施します。上記を満たさない場合、営業は認めません。

6 提供可能販売物及び調理方法、調理場所について

本イベントは仮設テントでの出店となるため、提供可能な販売物及びテント内での調理内容等に制限があります。次の点に注意してください。**必要に応じて開催期間中に保健所職員が巡回します。**

- 自店テント内以外での調理は認めません。下処理については、事前に保健所に申請した施設(下処理場所)以外での作業は認めません。
- 自店テント内での調理については、加熱、盛り付け、トッピング等の簡易なものとし、材料をカットするなどの行為は認めません。詳細は出店決定後に別途送付します。
- 提供可能な販売物は、原則として直前に加熱して提供するもの(調理)又は農作物を除き、製造に必要な営業許可を取得した施設で製造され、適正な食品表示がされた包装既製品(物販)に限ります。
- 出店決定後に保健所に申請を行い、許可を受けたもの以外を販売することはできません(申請の必要がない販売物を除く)。
※飲料等を開封して提供する場合は申請が必要です。
- 衛生上の観点から、テント側幕の三方囲いを遵守し、食中毒の防

止を徹底するため手洗い設備を設けるほか、食品の温度管理を適切に行ってください。

7 持ち帰りの禁止について

物販以外の調理品は、持ち帰り禁止(会場内での喫食)とします。また、出店者は調理品の持ち帰りが禁止であることについて、購入者に対しての周知を徹底するものとします。物販における要冷蔵品の取扱いについても、購入者に対して注意喚起を徹底してください。

8 接客、販売方法

- (1) テント内での対面販売とします。
出店者が使用できるのは、道路占用・使用許可の範囲です。
- (2) 大音量(60dB以上※環境基準(環境基本法第16条))を発する機材の使用は禁止します。

9 販売員の常駐について

出店者は、会期中、販売員として実行委員会からの指示・連絡を確実に伝達・履行できる者を出店場所に常駐させるものとします。実行委員会へ販売を委託等することはできません。

10 出店テントへの装飾について

出店テント間口側以外(側面、上部等)への装飾は、認められません。

なお、出店テント間口側への装飾は、次のいずれかの条件に合致し、道路占用・使用許可の範囲を超えず、安全が確保されている場合に限り認めません。

- (1) 出品物に関するもの(提供メニューや原材料など)
- (2) 実店舗に関するもの(実店舗の所在地や連絡先など)
- (3) 自治体に関するもの(自治体をPRするポスターなど)
- (4) その他、本イベントの開催趣旨に沿った内容として実行委員会が認めたもの

11 販売に関する必要備品等について

販売に必要な備品・物品等は、出店者が用意・設置するものとします。
なお、実行委員会においてレンタル品の斡旋も行います。

12 スtockヤード、商品・機材管理について

会場にはStockヤードがありません。商品、調理器具、ガスボンベ等はテント(道路占用・使用許可の範囲)の外にはみ出さないよう、出店者が保管・管理を行うものとします。

なお、開催期間中の盗難、紛失等について、実行委員会は一切責任を負いません。

13 ゴミ処理等について

販売等で発生したゴミや廃油等は出店者が持ち帰り、自身の責任で処理するものとします。(会場内のゴミ分別ステーションへの持込みは出来ません。)

ただし、旭川市外の出店者のみ、持ち帰りが困難な場合は個別に有料で対応します。

14 飲料の取扱いについて

本イベントに対し、飲料メーカーの協賛が決定した場合、協賛メーカー商品(生ビール、缶やペットボトル等のソフトドリンク等)を指定するとともに、販売価格や規格(サイズ)を統一していただきます(詳細は別途お知らせします。)。ただし、地ビール・トマトジュース等出店者の地域の特産品については、この限りではありません。

15 商品の売買に係る決済方法について

- (1) 本イベントにおける販売に際し、現金及び実行委員会が指定するキャッシュレス決済端末で利用可能なキャッシュレス決済サービスブランドによる取引を必須とします。
- (2) 出店申込書と併せて、指定の申込書(決済端末に関する申込書)を必ずご提出ください。
- (3) 出店者が独自に所有する決済端末や、独自に契約しているキャッシュレス決済サービスブランドの持ち込み、使用は認められません。

16 出店に伴う経費負担等

- (1) 出店料
出店形式により出店料が異なります。
詳細は、本紙4ページの出店形式の欄でご確認ください。
また、実行委員会が手配する備品を出店者の過失により破損した場合は、補償に要する費用を出店料とは別に請求いたします。
- (2) 道路使用許可申請手数料(旭川中央警察署)
1小間(1テント)2,500円

※道路占用許可申請手数料(旭川市)は減免となります。

(3) 臨時営業等許可申請手数料(旭川市保健所)

ア 飲食物を調理して提供する営業

飲食物を調理して提供する場合は、「飲食店営業」の短期臨時営業許可が必要です。

申請料 2,200円

※ 旭川市保健所から飲食店営業の5年間有効な臨時営業許可を受けている事業者で、本イベントに出店する旨の計画書の提出が行われており、且つ許可品目のみを販売する場合は、当該許可により出店が可能で、新たな手数料の負担はありません(開催期間中、許可期限が有効な営業許可証等の写しを提出していただきます。)

イ 飲食物を物販する営業

申請料不要

別図2「営業許可申請・営業の届出の対象及び手数料」(12ページ)に該当する飲食物を販売する場合は、「営業の届出」が必要となります。

「営業の許可」を取得する場合であっても、「営業の届出」に該当する飲食物を販売する場合は、別途「営業の届出」も必要です。

届出についての詳細は別途ご案内します。

なお、道路使用許可及び短期臨時営業等許可申請手続(申請書の集約・提出、手数料の徴収・支払)は、実行委員会が一括して行います。申請に必要な書類は出店決定後にお送りします。

17 出店料等の請求

出店者ごとに出店料等が確定した後、実行委員会から請求書を送付しますので、必ず指定期日までに振込により納付してください(振込手数料は出店者の負担とします。)。なお、出店申込の取下げは原則として認めませんが、出店者の都合により取り下げる場合は、上記出店料等と同額のキャンセル料を指定期日までに支払っていただきます。

18 出店の取消し

次のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店決定後又は開催期間中であっても出店を取り消す場合があります。取消しに係る費用弁償を求めることがあります。なお、既に納付した出店料等の返還及び取消しによって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

- (1) 事前に申請していない販売物を出品した又は申請内容と異なる内容(例:販売物の産地)で営業した場合
- (2) 出店料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった場合
- (3) 申請者以外の者が出店・販売を行った場合(名義貸し等)
- (4) 本規程及び誓約事項の内容に違反した場合
- (5) その他、実行委員会及び関係機関(消防、保健所等)の指導及び指示に従わない場合

19 イベントの記録について

本イベントの記録・PR等を目的として、実行委員会が写真・動画を撮影し、ホームページやSNS等に掲載します。また、各メディアによる撮影や取材等が行われることもありますので、ご協力をお願いします。

20 イベントの中止

- (1) 本イベントは雨天時にも開催しますが、台風等の荒天、天災地変、暴動、官公署の命令その他不可抗力により、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれが極めて大きいと実行委員会が判断した場合には中止とする場合があります。
- (2) 本イベントが中止となった場合、出店料等、既に納付された費用の払戻しはいたしません。また、実行委員会はイベントの中止によって出店者が被ったいかなる損失の補償もいたしません。

21 その他

- (1) 本規程に定めのない事項については、後日、出店決定者へ配付する出店マニュアルに従うものとし、それ以外の事項については双方協議の上決定するものとします。
- (2) 提出書類に記入いただいた情報は、関連事業及び共催事業の実施に関わる他の組織・団体・協賛社等又は実行委員会が広報宣伝を目的に契約する事業者等に提供する場合がありますのであらかじめご了承ください。